

1 事業所・施設の種別(※1)				2 支給額 (単位:万円、1事業所、施設当たり)	
高齢者福祉施設	入所系施設① ※2	○介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む)※3 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○軽費老人ホーム ○養護老人ホーム	定員50人未満	33	/施設
			定員50人~100人未満	74	/施設
			定員100人以上	115	/施設
	入所系施設②	○認知症対応型共同生活介護事業所 ○短期入所生活介護事業所(単独型) ○有料老人ホーム ○サービス付き高齢者向け住宅	-	28	/施設
	通所系	○通所介護事業所 ○地域密着型通所介護事業所 ○療養通所介護事業所 ○認知症対応型通所介護事業所 ○通所リハビリテーション事業所 ○小規模多機能型居宅介護事業所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	15	/事業所
訪問系	○訪問介護事業所 ○訪問入浴介護事業所 ○訪問看護事業所 ○訪問リハビリテーション事業所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ○夜間対応型訪問介護事業所 ○居宅介護支援事業所 ○福祉用具貸与事業所	-	8	/事業所	
(留意事項)					
<p>※1 申請時点において、事業を行っている施設・事業所を対象とし、休業中のものを含まない。 ・次の施設については、当事業の対象外とする。 社会福祉施設：公立・公的等事業所、施設 医療機関等：国、県、市町村又は地方独立行政法人が運営する医療機関等 ・介護保険サービスについては各介護予防サービスを含まない。</p> <p>※2 「入所系施設①」の定員については、申請時点で判断する。</p> <p>※3 広域型の特別養護老人ホームと地域密着型の特別養護老人ホームが同一建物内に同居している場合は、双方の定員を加えた規模で、支援金を支給する。</p> <p>※4 介護サービスと障がい福祉サービスが重複する事業所は、両サービスで重複して申請することのないよう介護サービス事業所として申請することとする。</p> <p>※5 「支援活動団体」については、以下の項目に留意すること。 (1)政治活動、宗教活動、営利活動を主たる目的とする団体が行う支援活動ではないこと。 (2)支援活動回数については、申請月の前後3か月の活動回数の平均とする。</p>					